

**令和7年度第1回 名古屋市新たな劇場の整備・運営等検討懇談会
質疑応答及び意見交換議事録**

日 時：令和7年9月8日（月）10時00分～12時30分

場 所：中日ホール&カンファレンス Room1

出席者：懇談会委員7名及びオブザーバー2名

事務局4名

（詳細は別紙「出席者名簿」のとおり）

1 進行

- ・開会
- ・資料説明 議事(1) 新たな劇場整備・運営等検討懇談会の進め方について
- ・質疑応答及び意見交換
- ・資料説明 議事(2) 新たな劇場の整備・運営等について
- ・質疑応答及び意見交換
- ・閉会

2 質疑応答及び意見交換（事務局による資料の説明終了後）

福島座長

（議事(1)、議事(2)について）

ご意見・ご質問等ありましたらお願いしたい。

資料2のp.21では、運営主体パターンとして、パターン1、2を基本として考えるということであったが、資料3の説明ではパターン2を前提に説明されていた。本日の議論はパターン2を前提として進めることでよろしいか。

事務局（安達）

本日のご議論は、パターン2を前提にご意見、ご議論いただきたい。

福島座長

ご意見は後でいただくこととして、事務局の説明の中でわからなかったこと、確認したいこと等をまず受け付けたい。ご質問等あればお願いしたい。

勝又委員

資料3のp.4について、仕様発注ではなく性能発注ということで、下段の「公表内容」は性能発注方式の公表内容を指すということによろしいか。性能発注の場合、勾配の確保や千鳥の配置等まで記載しなくても、客席から主舞台を十分見渡せるように記載することでよいように思う。もう少しふわっとしたほうが、事業者が提案できるのではないか。

事務局（堀）

要求水準書の記載レベルについて、「公表内容」は、他都市の要求水準書の事例を引用したものである。PFI 事業であるので、民間のノウハウを活かしていきたい、想像できないものもあると思うので、民間事業者の提案の余地を狭めないことが基本スタンスである。一方で、全て提案に委ねてしまう、名古屋市としてやってほしいことをぼやかしてしまうと、期待しない提案が出てきてしまうこともあるので、民間事業者の提案にブレがないように、どこまで書いてどこまで提案していただくかは、バランス感覚をもって検討していきたいと考えている。

福島座長

次回以降の検討懇談会において性能発注の文言は検討していくことになる。

小出委員

資料3の p.10、自主事業の鑑賞事業として「国内外のトップクラスアーティストによる公演」とは、著名オーケストラ、著名シンガーを海外から呼び込むようなものということも、自主事業として行うということによろしいか。

事務局（安達）

ご発言いただいたことも想定している。

小出委員

今まで海外のポップス系のアーティスト、オーケストラの公演は、民間のプロモーター事業者が手がけているイメージであったが、公共としても積極的に取り組んでいくという理解でよろしいか。

事務局（安達）

戦略的貸館事業と重なるところがある。貸館事業としてプロモーター事業者によって実現できるのであれば、貸館として実施していくのも一つのやり方だと考えている。一方で、待っているだけでは実施できない事業もあるので、貸館事業と自主事業の本数、バランスをとって実施していきたい。貸館事業だけでは実施できないジャンル、海外アーティストの公演について、貸館事業で不十分であれば、自主事業で自ら企画し、あるいはプロモーター事業者と共催によって自主事業として実施していく、そういったところでバランスをとって、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

小出委員

実施してみないとわからないところもあるが、PFI 事業者が収益性の高い事業を実施するために著名アーティストを呼び、例えば名フィルの演奏会を行う日程が確保できなくなるということを危惧している。

事務局（安達）

稼働率とのバランスになると考えている。鑑賞者目線では求める演目のジャンルは異なるので、

鑑賞者の属性等も見ながら、貸館・自主事業のバランスを見定めながら実施していくことが重要になると考えている。

福島座長

それでは、実際の議論、提案をいただきたい。

林委員

劇場を管理運営する立場から発言させていただく。設計から管理運営への一貫性について、私は宮城県の新しい劇場の立ち上げに携わっているが、四つの要素を意識してきた。一つ目は建築すなわち動線設計、二つ目は舞台設備すなわち機材選定、三つ目は運営すなわちルールづくり、四つ目は人員体制すなわち人材育成、人数確保である。この四つの要素を融合して昇華することの難しさを日々痛感している。

今回 PFI 事業者が整備から管理運営に携わることが期待されているが、これだけの大事業であり、すべてに目配せすることは簡単ではないと想像している。劇場を管理運営したことがある経験者、できれば新築や改築の経験があり、図面をみて先ほどの四つの要素まで思いが至る方に、第三者的な立場でチェックしながら計画を進めていただきたい。

もう一つ収益構造について述べたい。利用料金を定めるということであるが、PFI 事業に限らず持続可能な管理運営を可能にするためには、収益構造の設計が大変重要である。多様な財源として、テナント料やネーミングライツ等も検討されると思うが、それら副収入的なものは市民に還元される付加価値を有する事業に使うこととして、施設利用料金と附属設備利用料金を柱としたコスト回収を前提に価格設定をする必要がある。資料3の p.23, 24 の利用料金のプロットは、あくまで相場感覚であるので、収益構造として適正であるかということは、民間事業者へのサウンディング調査等を通じて、参画意向のある事業者と議論していただきたい。

福島座長

前提条件についての議論であり、包括的なテーマについて議論していただいて構わない。市、PFI 事業者、文化振興事業団等の役割分担があるが、こういった役割分担と、誰が費用を負担するかということと、料金設定は密接にリンクしている。副収入を用いて施設の公的な役割を果たすのか、貸館事業の収益を内部補助に回すのか、といった様々なアプローチがあるので、こうしたことも前提条件として議論いただいて問題ない。

梶田委員

資料3の p.7 について、「市、PFI 事業者又は文化振興事業団のいずれかにより対応を実施する」と記載されている。表では、市には「施設間の有機的連携」と「新たな劇場に係る事業の評価」にチェックがあるが、市の関わり方としてその他の想定はあるか。また、指定管理者制度の場合では、事務所に市からの出向者が常駐し、市と指定管理者のパイプ役を務めることもあるが、そうしたことは想定しているか。

事務局（安達）

市の関わりについて、わかりやすさのため各主体が主体的に関わる項目に◎○△を付けている。

市は、発注者として全項目に関わることになる。統括的にはモニタリングということになるが、発注者として、協議や日常的な管理・監督には関わっていくことを考えている。

市からの職員派遣について、公募により指定管理者制度を導入している施設では、市が派遣等によって関わることは、厳に行ってはならないと内規で規定されているため、実施していない。文化振興事業団については、指定管理者として事業を行っている部署、市の補助事業で事業を行っている部署とを明確に区分するなど、公平性に抵触することがないように、関わり方を整理している。本事業でも市の職員が派遣等で関わることは現段階では想定していない。

梶田委員

「新たな事業に係る評価」とは、事業の評価のみということか。運営に関わることも重要だが、どのように考えているか。

事務局（安達）

運営についても要求水準を設けるので、それに達成しているか、達成できていない場合は是正を求める等、市としてしっかり評価していきたいと考えている。

事務局（堀）

ここでいう事業とは、個別の文化施策的事業ではなく、PFI 事業全体という意味であり、是正を含めて PFI 事業をモニタリングし、運営についても市として関わっていく。市の役割に－（ハイフン）が多いが、PFI 事業者、文化振興事業団に実行部隊として○を付けている。発注者として、また名古屋市の文化推進計画の大きな拠点でもあるので、市としてやりたいことを PFI 事業者や文化振興事業団に伝えるという役割があり、市が意志をもって全体的に関わっていく。

福島座長

PFI 事業者と文化振興事業団という二つの主体があり、各主体が一体となって事業をマネジメントや推進していく上で、市として運営協議会のようなものを運営するという役割があるか。複数の事業主体がある場合には、調整しながら全体として目的を達成するために、モニタリング評価よりも踏み込んだ役割があるのではないか。

事務局（堀）

事業の実施状況の評価について、年 1 回の会議を開催して終わりではなく、常時運営や事業の状況をしっかりと確認していくことは重要と考えている。それを会議体なのか、事務局なのか、どういう形で実施していくかはこれから検討するが、名古屋市として運営状況をしっかり把握しながら進めなければならないと考えている。

小出委員

ネーミングライツは新たな劇場でも導入する方針か。

事務局（堀）

運営する上で一つの財源と考えている。あえてやらないという選択肢は考えていない。ただ、

ネーミングライツ料をどの範囲に、どの事業に充てるか等については、今後具体的に検討していきたい。

小出委員

開館して、市民会館ではなく、一般企業名を冠していると市民に定着しづらいのかなと思った。

福島座長

資料3のp.7に文化振興事業団の役割が複数記載されているが、財源はどのように考えているか。文化振興事業団の様々な公的な役割を考慮したときに、市の予算を充てるのか、ネーミングライツ料、ショップの販売料などいろいろな収入によって内部補助をしていくのか、あるいは貸館事業の収益を内部補助するのか、どのように考えているか。

事務局（安達）

PFI 事業者、文化振興事業団の実施事業は両方とも新たな劇場の実施事業と考えており、特に自主事業について、全体の事業費からどちらに振り分けるかを検討していきたいと考えている。現市民会館は、単独収支での運営は難しいものになっており、公費である指定管理料を運営費として支払いつつ運営を実施している。新たな劇場についても、一定の公費負担は避けられないと考えており、全体の適正な収支バランスのもとで事業費が確保できるかという観点から調整していきたいと考えている。

事務局（堀）

自主事業は収入が確保できないものが多く、自主事業を行うための財源を確保していかなければならない。一方で、PFI 事業としての収入と支出のトータルバランスのなかで資金をどのように循環させていくかは重要な課題であると考えている。自主事業は別財源で公費により調達するということは考えておらず、PFI 事業の収入から自主事業に財源を振り分けていけるか、全体の事業スキームの検討とあわせて検討していく。

梶田委員

資料3のp.7の「上記以外」について、広報宣伝のための情報集約を文化振興事業団が担い、施設PRをPFI事業者が担うということや、開館準備の機運醸成を文化振興事業団が担い、運営立上をPFI事業者が担うことになっていることに違和感というか、ちぐはぐ感がある。

事務局（安達）

文化振興事業団に期待する部分は、名古屋の地域の実演団体等とのネットワークである。機運醸成は、従前からの文化振興事業団のネットワークを維持・活用して、施設の開館に向けて周辺での文化施策の展開を含めて、機運醸成の主體的な役割を文化振興事業団に期待したいと考えている。運営立上については、運営が始まってから、事業の一部を担うほか、地域の文化団体と連携した事業展開や地域の文化団体を支援する取組事業が必要になってくるため、そういったことを意識して△で地域連携等として文化振興事業団が担うこととしている。それ以外の包括的な部分、運営のメインをPFI事業者が担うことを想定している。

広報宣伝についても、文化振興事業団の地域ネットワークを維持・活用して、新たな劇場に情報を集約し、来館者が一元的に情報を得られるようにしたいため、文化振興事業団が主体的に担うこととしている。一方で、施設の PR は、施設をこのような形で使えますといった点を、民間事業者のノウハウを用いて県外や国外にしっかりとアピールすることを意図しており、PFI 事業者が主体的に担っていただきたいと考えている。

梶田委員

地域の方々との関わりの中で機運醸成をしていくと思うが、仮に文化振興事業団が運営後の事業に関する質問を市民から投げかけられたときに、運営段階ということでその質問を PFI 事業者に向けてしまうことになるのは、本当の機運醸成としては完遂しないのではないかと。今後自主事業等を進めていく上で、文化振興事業団、PFI 事業者の関係性はとても重要になってくる。利益を非営利事業にどのように使用していくのかについて、この関係性をどのように構築していくかということは、要求水準書に明確に記載があるとよい。

福島座長

例えば、機運醸成も、文化振興事業団が地域に向けて実施する機運醸成、PFI 事業者が新たな劇場でこういったことができますというプロモーションとして実施する機運醸成、あるいは市民に向けての機運醸成等さまざまな側面があるように思う。両方が両方の役割のなかで主体的に実施していかなければならないことがあり、どちらも◎にしてもよいと思うが、いかがか。

事務局（堀）

PFI 事業者に委ねることを明確にするということであり、掘り下げて検討する。

林委員

資料 2 の p.18、資料 3 の p.10 のインキュベーション機能について、「文化芸術活動における共創を促進」、創造活動事業として「新たな劇場を中核とした、アーティスト同士の交流促進/施設間の連携促進」や「新進アーティストやエンジニア等と連携し、先端芸術表現の場を提供」等の記載がある。2024 年 3 月に開催された検討懇談会の資料 5 で、山口情報芸術センターのコミュニティスペース、京都芸術センターの制作室、NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE といったインキュベーション機能の事例紹介があった。名古屋市の文化施策の特徴的なものになっていると思うが、今回の資料ではややトーンダウンしている印象である。機会にせよ、場にせよ、要求水準書には強調して細かく記載いただければと思う。

各組織の役割分担と専門性について、資料 2 の p.21、資料 3 の p.7,10,11 に PFI 事業者と文化振興事業団の役割分担が記載されている。わかりやすくするために貸館事業と自主事業の二つに大別してあるが、劇場における貸館事業と自主事業は二項対立ではなく、劇場の関わり度合いのグラデーションであると考えている。大ホールで行われる全国規模の大型公演を PFI 事業者が共催・提携することがイメージされるのかと思う。普及啓発、人材養成、市民発表等の側面支援、アーティストが著名であるかないかに関わらず、文化振興事業団が実施することが自然ではないか。何をものさしに、どのように役割分担するかは、もう少し詳細に詰めてもよい。さらに、このスキームを持続的に行うには、専門性がサイロ化しないように、それぞれの視点や視座から、

意見する、研究することが必要となる。例えば、舞台技術者はこの組織だけ、地域連携コーディネーターはこの組織だけ、調査研究者はこの組織だけ、というようにならないほうが多様性をもった展開ができるようになる。文化的コモンズという言葉があるが、この計画だけでなく、上位の計画、市、PFI 事業者、文化振興事業団はもちろん、クリエイティブ・リンク・ナゴヤや名フィルも座組に入れて、もう少し大きく検討していくことが必要と感じた。

事務局（安達）

インキュベーション機能について、資料3では自主事業の細分化、実施主体に説明の主眼を置いているため、個別事業の内容についてはトーンダウンしているのかもしれない。引き続き、資料3のp.10、創造活動事業②の「コミュニティスペースの運営」という形で、アーティストの創造支援、アーティストと市民の交流促進につながるようなインキュベーション機能を担う事業機能として想定しており、インキュベーション機能を事業から落としたわけではなく、今後も検討の余地があると考えている。

一方で、PFI 事業として、民間事業者幅広い参入を促す、リスクの低減のために事業範囲を明確化することが重要なポイントになるため、役割分担を曖昧にしておくことは事業リスクとの関係から難しいと考えている。そのバランスについては、サウンディング等で意見を踏まえながらより精緻に検討していきたいと考えている。

市、PFI 事業者、文化振興事業団の実際のプレーヤーとして3主体を検討しているが、幅広く名古屋市の文化施策としてみると、クリエイティブ・リンク・ナゴヤ、名フィルも意識しており、名フィルについては貸館利用の優先順位を上げ、主要な公演の提供に関わっていただきたいと考えている。クリエイティブ・リンク・ナゴヤについても、パイロット事業の成果等は新たな劇場でも活用できる部分も多くあると考えており、市が実施してほしい事業について、幅広い主体に求めていきたいと考えている。

梶田委員

資料3のp.10の創造活動事業①の「地元アーティスト等を講師とした、市民参加・体験型のワークショップやアウトリーチ」は文化振興事業団、「市外・県外の著名アーティスト等を講師とした、市民参加・体験型のワークショップやアウトリーチ」はPFI 事業者、p.11の普及・育成事業①の「地元アーティスト等を講師とした、文化芸術関連の講座・講演会、アートマネジメント研修」は文化振興事業団、「市外・県外の著名アーティスト等を講師とした、文化芸術関連の講座・講演会、アートマネジメント研修」はPFI 事業者となっている。PFI 事業者が民間事業者であることを考えると、こうしたワークショップ、アウトリーチ、人材育成、ゼロ円事業については、それほど積極的ではないとの印象がある。招聘するアーティストや講師の地域性で割り振っているように思うが、このあたりはもう少し精査いただきたい。

ワークショップ、アウトリーチは、地域・文化との連携、他分野との連携であるが、他分野を主語とした文化芸術の活用ということになるので、名古屋市がどういった方針で行うかということと密着しており、どの主体が実施するとしても、市の方針を伝えることが重要だと考える。アーティストを施設に派遣してパフォーマンスすることがアウトリーチととらえられる傾向にあるが、やればよいということではないので、市の方針を明確にしていきたい。

資料3のp.11の普及・育成事業①に「市内文化芸術団体・アーティスト向けの相談窓口運営等

を通じた、ネットワーク構築・維持」と記載されており、大変よろこばしい。アーツカウンシル東京では窓口がしっかりと運営されており、アーツカウンシルしずおかではアーティストに関する調査が行われている。クリエイティブ・リンク・ナゴヤではこの数年アーティストに向けた調査の結果がしっかりと出ている。この運営主体が文化振興事業団というのはやや違和感がある。調査はクリエイティブ・リンク・ナゴヤであり、こういった事業は全国的にはアーツカウンシルが窓口運営を担うことが多いので、窓口の設置は文化振興事業団であったとしても、これまでに実施してきたアーティストへの調査結果がしっかりと反映されるよう、運営主体を検討いただきたい。

事務局（安達）

非営利事業を民間事業者に委ねることについて、現市民会館や他都市事例では指定管理者に講座等の非営利事業を委ねるケースも多いため、サウンディング調査で民間事業者にどの程度の意向があるかを見定め、実施していただきたいことを実施していただけるような要求水準、公募条件を検討していく。資金、財源をどのように確保するかということについて、集客がメインとなる稼げる事業で得た収益を非営利事業に還流いただくことについても、サウンディング調査で意向を見極めながら検討していきたいと考えている。

ワークショップ、アウトリーチについて、場所を変えて実施するだけではないということは重要な視点であると考えている。他分野連携の知見、ノウハウを含めて、民間事業者としてどこまで実施できるのか確認するとともに、実施水準を要求水準として記載できるように検討したい。

アーティスト向けの相談窓口については、文化振興事業団は地域の文化団体との長年にわたるネットワークを有するという点で、アーティストに寄り添った実情を反映した相談ができるのではないかと期待し、文化振興事業団を実施主体としている。名古屋市ではクリエイティブ・リンク・ナゴヤにおいて調査が実施されていることから、文化振興事業団が実施するとしても、市の関連組織として得ている知見、ノウハウを反映した上で相談窓口を実施できるように、どのような形が望ましいかということを含めて、改めて検討したいと考えている。

梶田委員

相談窓口はどのような相談ができる窓口かという点も非常に重要である。芸術家の生活実態調査が全国で行われるようになってきており、年収、休業補償等、踏み込んだ調査も行われているので、こういった相談であるかということも明確にしていきたい。日本ではプロフェッショナルとアマチュアの区別の線が引きにくいということもあり、しっかり守らないと名古屋からアーティストが消えてしまうということにもなりかねない。

ワークショップやアウトリーチの事業評価は、名古屋市含め全国的に実施されていない。こういったことも評価することで質の良さを担保できるのではないかと考える。

福島座長

資料2のp.22に専門人材の登用とあり、総合プロデューサー、テクニカルディレクター、コーディネーターが記載されている。PFI事業者と文化振興事業団に分かれたときに、総合プロデューサー、テクニカルディレクター、コーディネーターがこういった立場の方となるのか。仮にPFI事

業者に属することになったときに、文化振興事業団との関係はどのようなになるのか。自主事業、貸館事業の両方に関わることになるが、委員の方からの提案、事務局としての考え方を発言いただきたい。

林委員

宮城県民会館は共同企業体で実施しており、それぞれの専門人材がそれぞれの企業に分散している状況である。それはそれで機能的かつ効率的ではあるが、それでは発展性に乏しく、それがサイロ化につながる。この３人をどこに置くかということのほか、その人に１００％依拠するような体制ではなく、各参加企業がある程度同じような力をもち、切磋琢磨するようなシステムが望ましいと考えている。

勝又委員

資料３の p. 10, 11 の「主な実施場所の想定」とあるが、「実施主体の想定」にも PFI 事業者、文化振興事業団だけではなく、「主な」が入るのではないと思う。

例えば鑑賞事業の「国内外のトップクラスアーティストによる公演」等で、先駆的な事業はリスクがあるため貸館事業としてはやりにくく、リスクがあるため自主事業で実施するという相談を受けたときに、PFI 事業者は積極的に実施しないのではないと思う。そういったときに文化振興事業団が主体的に実施するということになるのかもしれない。リスクがある公演について、遠藤委員はどのようなお考えをもっておられるか。

遠藤委員

リスクはないに越したことはないが、そう都合よくはいかないと思っている。そうところで興業するのが興業主たる者だと考えている。弱いところで市に頼り、儲けるときは利用料金しか支払わないという考え方ではなく、決められた利用料金を支払い、常に興行するという考え方である。個人的には、都合よく使用するということはよくないと考えている。市として実施したいものがあれば、民間事業者との話し合い次第になると思う。市と民間事業者が Win-Win で、催し物が市民に多く拡がって好まれるものであれば、多くの方の目にとまり来場できるシステムで実施することがよいのではないか。興行をやっている身からすれば、利用料金を支払って借りて実施するのが基本と考えている。

林委員

戦略的貸館事業に関して、市民会館建替えの背景は第１、第２ホールの利用が飽和していることからスタートしており、顕在している需要を満たすことが第一と思っている。第３ホール以外に、愛知県芸術劇場、PORTBASE、名古屋アリーナ、しらかわホール等、今後のホールの需要・供給を見据えて、名古屋圏全体のグランドデザインを描くことで、名古屋圏の舞台芸術が推進されると思っている。

予約開始時期に関して、３６ヶ月前予約、戦略的貸館事業、PFI 事業者等による共催、この３つが俎上にあるので、各委員の意見を基にこれらの優先度を整理していくことが重要と考える。

遠藤委員

当社はポピュラリティ等を中心に扱っており、市民会館の大ホールは年間 50 から 60 日間使用し、愛知県芸術劇場も同じくらい使用しているが、それでもやりきれない催事もある。催事のうち 80%以上が満席で開催している。市民会館が建設された 50 年前と明らかに利用者の構造、来場者の層が変わっていることも考慮してほしい。ポピュラリティで利用料金の 1.5 倍を払ってでも確保したい日程がある場合はポピュラリティに譲って、0.5 倍分の利用料金は市民芸術団体による利用や無償で実施する必要のある文化芸術事業に充てるといったことを考えた方がよいと思う。

最新の技術を有する会館が、30 年前、40 年前に建てられた会場と同一料金でよいかというと、全く違うと思う。市からの補助で何事も実施するという考えよりも、新たな劇場で売上や利益を立てて、自身で採算をとれることが重要であると考ええる。多少金額が高くなっても利用したい人、そうでない人がいると思うので、うまく調整いただければと思う。

当社は、今年 3 月、第 3 ホールと似た機能のホール PORTBASE をつくった。「演劇もできる、小芝居もできるライブハウス」を目的に、ライブハウスではあり得ない演劇寄りのステージの大きさや間口とし、客席はライブハウス寄りのスタンディングとしたが、客席が一段一段上がっていないため、座り芝居も多くしっかりと舞台が見えないことにクレームが入った。こういうことを実施すると失敗する。当社の演目は顔が見られれば、音が聞こえれば成立するが、そうでない演目もあるので、考えていただきたい。

現市民会館は、地下に楽屋があり、大ホール・中ホールどちらからでも大人数の演者で使うことが共有できるのが非常に便利である。センチュリーホールには楽屋にリハーサル室があって便利である。

地下鉄駅から新たな劇場へのアクセスについて、2 階レベルで渡り廊下での接続という話があった。今は暑いので、利用者を外に並ばせず、日影をつくるとか、利用者の半分はどこかに待機できるような、愛知県芸術劇場やセンチュリーホールは屋内で待機できるので、あのようなスペースを設けるとよいと思っている。

バリアフリーについて、ライブハウスではじめて最前列に車いす用の客席を設け、利用者からは好評であった。車いす利用者へのヒアリングによると、どんな席でも選べるようにしたい、健常者のように席が選べる、席が当たるといふ喜びを得たいという意見があった。それに応える形で、前列、中列、後列にスペースを設けた。新たな劇場で 2 から 3 箇所車いす用の客席を設けるのもよいと思う。

事務局（堀）

使い勝手のよい施設にしていきたい。特にバリアフリーについては、車いす席の配置は重要であると考えている。障害者の方々を含めていろいろな方々から、計画や設計段階から随所で意見をいただく機会を設ける制度の運用が始まっているので、皆さんにしっかり使っていただける、選択の余地や楽しさを含めてよい施設としていきたい。

第 3 ホールについて、基本計画の 900 席、スタンディング 1,800 人という表現から、ライブハウスに近いものと捉えられることも多いが、ホール不足に対応してホールを増やし、需要を分散化して利用しやすくすることが計画の大本にある。900 席の三つ目のしっかりとした劇場をつくり、その劇場の座席が動かせるようになっていて、座席を動かした際には 1,800 人のスタ

ンディングの場所をつくることができる。第1、第2、第3でさまざまなジャンルを受け入れていきたいと思うが、現状名古屋市全体として演劇の受入が弱いので、900席の規模を行政が担うことで、利用料金も安く抑えられ、収益的にも改善するのではないかと考えている。体感するホールということで、没入感をもって演劇を実施できることを第3ホールの一つの役割として考えている。

利用料金について、他都市比較に基づいてグラフによって示させていただいたが、貸館事業の収入、自主事業の財源ということもあり、全体収支もみながら、サウンディング調査も踏まえて、どの程度を目指していくべきかを考えていきたい。一旦のスタートラインとして他都市水準として利用料金を検討している。一般利用、市民団体利用などがあり、皆さんの適性に応じて、料金の区分や金額の検討を深めたい。

松岡委員

多目的ホールを多目的に使うことができない、というのはその通りだと思う。

一般申込の立場としては、簡単に劇場を確保できないことが多い。12ヶ月前には、空いていないと言われることが多い。市民のためのホールとして、市民にも優先区分を設けてほしい。24ヶ月前の予約には、利用申請時に公演の出演者を示す必要があるが、東京からゲストを呼ぼうとしても24ヶ月前には出演者を確定することはできず、予約できない場合がある。そのあたりが予約のルールとしては厳しい。

舞台と同等の大きさのリハーサル室が一つはあり、そこでも本番通りのリハーサルができる。現市民会館のリハーサル室は狭く、床張りがつるつるであり舞踊関係のリハーサルが難しい。リハーサル室は、舞台と同等の部屋、他でも使用できる通常の部屋の最低2室はほしい。

事務局（堀）

特別申請の24ヶ月前の予約については、1ヶ月の半分を優先予約、残り半分は一般予約として残すこととしている。属性に応じたホールの使い方と言うことで、第2ホールについては、地域の文化芸術団体の順位を上げて優先する、使っていただきやすいような仕組みづくりを検討している。利用申請時に内容で審査するのであれば内容を審査しなければならないが、所属・属性で予約可能となれば、ご指摘の点は緩和されるため、そうした点も含めて利用しやすい方法を検討していきたいと考えている。

リハーサル室について、本番のホールだけではなく、リハーサル室についていろいろな声をいただき需要があると受け止めており、広さ、使い勝手について、使いやすいものを、リハーサルだけではなく他にも使用できるしっかりしたリハーサル室をつくることを検討していきたいと考えている。多の主要な諸室についても検討を進め、相談したいと考えている。

小出委員

リハーサル室について、名フィルは音楽プラザを使用しているが、現市民会館は本番会場と音響が違いすぎるため、本番会場と同じ広さ、同等の音響を確保していただきたい。指揮者からは、本番会場と練習会場が違いすぎてリハーサルの効果が低い、という指摘を何度も受けているので、音響も考慮いただきたい。

勝又委員

松岡委員、24ヶ月前など特別申請をされたことはあるでしょうか。

松岡委員

ほとんど特別申請している。ただ、東京のプロの各団体のルールが厳しくなっていており、24ヶ月前からダンサーを抑えることはノーと言われてしまい難しくなっている。

勝又委員

資料3のp.15以降で説明している24ヶ月前の特別申請を前倒しすることについて、いかがお考えでしょうか。

松岡委員

愛知県も同様であるが、24ヶ月前の利用申請時に公演の出演者を示す必要があるが、出演者が決まっていない状態でも公演は確実に実施するというので、利用申請できるようにしていただきたい。

福島座長

期間の問題とルールの柔軟化の問題で、トレードオフの関係にあると思われる。

小出委員

資料3のp.13の休館日について、年末年始は休館日としているが確定なのか。大晦日のジルベスターコンサート、年越しライブ、元旦のニューイヤーコンサートの需要もあり、開けてもよいかと考える。

事務局（安達）

あくまで現在お示ししているものは基準で、今後サウンディング調査、検討懇談会の意見を踏まえて検討していく。また、運営事業者の提案や要望によっては開けることもできる。あるいは臨時開館ということで、運営事業者の希望によって申請があれば、許可できる状況になっている。柔軟性を残す形で検討していきたい。

林委員

開館目標の2035年には労働環境が大きく変わっていると予想される。2030年問題として644万人の人手不足が予想されている。1971から74年生まれの団塊ジュニアの世代が60歳半ばとなり、高齢人口率32.3%、3人に1人は高齢者という時代にオープンすることになる。人が少なくとも劇場を安全かつ快適に管理運営できるようなテクノロジーを、設計段階から積極的に検討していく必要がある。勤務間インターバル制度、退勤から翌日の出勤まで11時間以上の休息が必要という制度は、10年も経てば義務化されていると予想される。そのような制度、労働者の意識変化にも対応できる組織体制が必要だと思っている。若い世代に選んでいただける、魅力ある職場となり、若い制作者たちが疲弊して辞めていくことがないような環境をつくっていければよいと思う。

梶田委員

資料2のp.22の専門人材について、エデュケーターも含めていただければと思う。コーディネーターは網羅感があるが、何と何をコーディネートし、誰の何のためにコーディネートし、それが何のためになるのかということを考えていくと、コーディネーターではつとまらなくなってくる。海外にはオーケストラなどにエデュケーターがいらっしゃるので、そこをしっかりとケアすることでより機能性が高まると思う。また、トップクラスの公演という言葉が多く出ているが、トップクラスの判断は非常に難しいので、総合プロデューサーの知見や、事業分野のバランスのとり方も議論になるので、テクノロジー、AIに頼らない人材確保も重要だと思う。

勝又委員

資料1に関連して、現市民会館は閉館まで長く使うことがよい。スケジュールでは設計終了後に閉館ということになるか。また、スタンディング系の客席の配置の基準は、今後数年間で、よい方向に変わると思う。来年度に東京消防庁を先駆けとして変わっていくと思う。そこを見据えていくと、避難しやすくなるということで設計も変わってくる。

事務局（堀）

今回現地建替になるため、まず場を開けるために解体しなければならない。解体から建設を含めて7年間で想定している。令和10年度から解体と設計を並行して進めていくことになる。東京消防庁の件は確認していきたい。

福島座長

オブザーバーのお二人からも、ご意見をお願いします。

前川オブザーバー

まちづくりの観点から申しますと、新たな劇場周辺のまちづくりということで、資料2にもある駅前再整備を私どもは考えておりますので、そちらとの関係性がある。本日の議論をうかがい、まちづくりの観点で何ができるかということを考えると、文化芸術の裾野拡大も新たな劇場の使命と捉えており、普及・育成事業、交流の分野は劇場施設の中だけではなく、そこから滲み出しをしないといけない部分もあると思っている。そういうところをまちとしてどのように担っていくのが我々の役割と考えている。昨年度まちづくりの考え方の方針を公表し、まち全体コンセプトとして「人・文化・芸術とともに育つまち」を掲げているが、それは掲げるだけではなく、劇場の中だけではなくまちで支えるということで我々も捉えさせていただき、部局は異なるが、住宅都市局と観光文化交流局とで連携し、まちづくりの中で反映させていきたいと考えている。

島崎オブザーバー

新たな劇場に、文化振興事業団が何らかの形で関わることができるということをありがたく思っている。文化振興事業団が評価されているポイントは、文化芸術団体等との関係、地域とのネットワークといったものを40年以上積み重ねてきたことが評価されていると思っている。現在の

文化施設 23 施設を管理し、年間 400 事業を実施している。その中でも、草の根的活動も進めており、そういった点も評価いただいていると思っている。ただ、すみ分けとしては漠然としているところもあると思うので、これから名古屋市と連携して検討していき、うまくすみ分けしたいと思っている。開かれた劇場実現の一助となれればと考えている。

福島座長

総合プロデューサー等の専門人材を配置しようとしている。今回名古屋の文化芸術の担い手を育成していくということが一つの大きな柱となっている。総合プロデューサー等と一緒に、文化振興事業団の能力を高めていくような期待もあるか。

島崎オブザーバー

文化振興事業団は設立趣旨に則り、毎年 100 人以上の委員の方と共同で事業を行っており、総合プロデューサー等ともうまくやっていけると思っている。委員の方の声も無視できないため、委員の方の意思も尊重しながら行っていくことが使命と考えている。職員も内部資格制度も設け、アートマネジメントを学んでおり、そういったところで相乗効果が得られれば大変ありがたい。

福島座長

確認をしておきたい。

資料 3 の整備・運営の検討にあたる前提条件については、p.6,7 のところで、市、PFI 事業者、文化振興事業団の役割分担については、本日の意見も踏まえて精査して、よいものにしていきたい。PFI・BT0 方式で実施することになるが、基本計画に契約期間 15 年間と記載されているが、少々短いように思った。15 年という期間は PFI 事業者にとっては、事業費の回収という観点でいうと短いように思うため、サウンディング調査を含めて、柔軟に対応いただければと思う。

自主事業については、それぞれの分類・活動ごとにどのような事業を行い、第 1、第 2、第 3 ホール、施設外のどこで実施していくか、誰が実施するかという話があった。分け方として、市民関係だから文化振興事業団、商業ベースだから PFI 事業者と簡単に分けるのではなく、解像度を上げてさまざまなパターンを検討いただきたいという意見があった。

貸館事業については、休館日について、年末年始に需要があるかもしれないため柔軟に対応してほしいという意見があった。利用申込期間・申請方法・利用決定方法については、現状の問題点を改善するという意味では提案方法があるということは認識されたと思う。24 ヶ月前の特別申請にあたって出演者を確保することが難しいため、しっかり活動の場・機会を確保しながら、柔軟な申請要件に対応できるようなアプローチが必要という話もあった。ロングラン対応については、ご提案の方向で特に問題がなかったように思う。

利用料金の設定は、たくさんの意見があり、これだけでは決まらないという印象である。事業をどのように採算に乗せていくのか、収支構造を明確にしていきながら、市の補助をどの程度充てるのか、内部補助で賄っていくのか、あるいは利用料金だけではないさまざまな副収入が期待できるので、その中でどれだけの利用料金が適切なのか検討するのがよい。ただ、市民も利用するホールでもあるため、提案にある料金区分が考えられる。一方で、入場料金 5,000 円から 10,000 円が利用料金として当たり前になったときに、5,000 円で区切ることが本当に適当かどうか、もう少し議論の余地がある。サウンディング調査や、PFI 事業者が内部補助で実施していくということに

なれば、もう少し高い利用料金も認めながら、そこで上げた利益を新たな劇場の中の公的な事業を採算に乗せていくための料金設定も考慮する必要があると思う。

議論すべき事項は詰められたかと思うが、実際にどうしていくかは、全体の枠組み、民間事業者とのサウンディング調査、市として求める新たな劇場の目的、そことの関係の中で再度調整していく必要がある。

3 閉会

以上